

# ならの患者体験調査・医療機関調査委託業務 入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

## 1 公告日

平成27年7月7日

## 2 競争入札に付する調達の内容

### (1) 入札別件名

ならの患者体験調査・医療機関調査委託業務

### (2) 調査内容

平成25年3月に第2期がん対策推進計画を策定し、平成27年度は中間評価を実施する年度となっています。このため、県内医療機関を受診している患者及びがん診療を行っている医療機関・診療所に調査を行い、計画の進捗評価の基礎資料を得ます。

### (3) 委託期間

契約の日から平成27年12月27日までの期間とします。

### (4) その他

詳細については、別添仕様書のとおりとします。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q4検査・分析・調査業務で登録し、県内全域を営業区域としている者であること。

奈良県が仕様書の入札物件と同等と認める契約を過去2年間に国又は地方公共団体と数回以上にわたって締結し、履行した実績を有する者であること。

なお、県が仕様書の入札物件と同等と認める契約は、次に掲げる①から③までをすべて満たすものとする。

① 調査内容が意識調査、アンケート調査、市場調査、世論調査であること

② 契約金額が500千円以上であること

③ 調査方法が郵送回収であるもの

(4)

## 4 入札の日時及び場所

日時：平成27年8月4日(火)午後14時から(午後13時30分から受付)

場所：奈良県庁本棟6階61会議室

## 5 入札方法

- (1) 入札は、業務委託一式の金額で行います。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札保証金は免除します。
- (4) 入札者は、所定の入札書(様式1)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (5) 代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式2)を入札と同時に提出してください。
- (6) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## 6 入札説明会

入札説明会は、実施しません。

## 7 質疑

契約内容に関して疑義が生じた場合は、平成27年7月17日(金)の正午までに、質疑書(様式3)によりFAXで受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。契約内容に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、若しくは判断が困難な質疑については、その回答を平成27年7月23日(木)に保健予防課のホームページに掲示します。

## 8 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面面に「ならのがん在宅療養に関する患者・家族意識調査委託業務に係る入札書」と朱書きして、平成27年7月31日(金)までに15の提出先に到達するように送付してください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、ただちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- (2) 初度入札に係る入札書とともに再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面面に「初度入札」と「再入札」の区別を各々朱書きしてください。
- (3) 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

## 9 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加する者は、3の(4)を証明する書類を①に示すとおり提出しなければなりません。

①契約履行実績報告書について

3の(4)を証明するため、契約履行実績報告書(様式4)1部を、平成27年7月27日(月)正午までに15の提出先まで提出しなければなりません。(FAX不可)

②①の提出書類に基づき3の(4)に該当すると認められ、かつ、3の(1)から(3)までの規定を満たす者を入札参加者とします。3の(4)に該当するかを含め、入札参加の可否を平成27年7月31日(金)までにFAXにより通知します。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書に重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

## 12 契約書作成の要否等

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、落札者が契約日までに奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者)に該当することを証明する書類を提出した場合は、契約保証金を免除することとします。
- (4) 落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

## 13 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

- 3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第22条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 14 契約の解除

契約締結後、契約者について13の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 15 問い合わせ先等

郵便による入札書の提出先、入札説明書の交付場所、契約を担当する名称及び問い合わせ先は、次のとおりです。

実務担当課：奈良県医療政策部保健予防課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

実務担当者：後藤、村上、上田

☎ 0742-27-8928 (ダイヤルイン)

Fax 0742-27-8262

#### 16 その他

- (1) 入札書の記入等については、記入例を参考にしてください。
- (2) 落札者は、契約締結後速やかに業務工程表を提出し、詳細仕様及び履行方法等について実務担当課と事前に十分打合せをしその指示に従ってください。
- (3) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければなりません。